

生活習慣病管理料Ⅱへの移行に関して

令和6年6月1日から診療報酬改定が実施されます。今回の改定では、これまで算定してきた【特定疾患療養管理料】を、診察・検査結果で個人に応じた療養計画に基づき、より専門的・総合的な治療管理を行う【生活習慣病管理料(Ⅱ)】へ移行するよう、厚労省から指示がありました。

当院では【糖尿病】【高血圧症】【脂質異常症】が特定疾患療養管理料の対象から除外されたことに伴いこの3疾患のいずれかが主病で通院中の患者様には、生活習慣病管理料Ⅱを算定し、医師が作成した療養計画書を基に、個人に応じた目標設定、服薬指導等、採血結果の総合的な治療管理を専門職が実施致します。

その為、主治医が定まっていない患者様におかれましては、今後は可能な限り主治医を決めての受診を宜しくお願い致します。

定期受診時に、療養計画書について説明を受けた後、サイン(初回のみ)を頂きます。

また、窓口負担についても、これまでの診察内容と同じであっても金額に変更が生じますので、皆様のご理解とご協力を頂きますようお願い申し上げます。

★対象となる患者様：【糖尿病】【高血圧症】【脂質異常症】が主病で通院中の患者様

※在宅自己注射指導管理料を算定している方を除く

★開始時期：令和6年6月1日から

★窓口負担：下記の通り(年齢、保険の種類、その他の加算によって異なります)

< 現行 >		< 令和6年6月1日以降 >	
再診料	73点	再診料	75点
外来管理加算	52点		
薬剤情報提供料	10点	薬剤情報提供料	4点
特定疾患療養管理料	87点	→	生活習慣病管理料(Ⅱ) 333点
処方料	42点(院外68点)	処方料	42点(院外60点)
特定疾患処方管理加算	66点		
合計	330点(356点)	合計	454点(470点)